

○糸島市二見ヶ浦駐車場条例施行規則

令和4年6月23日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、糸島市二見ヶ浦駐車場条例（令和4年糸島市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車することができない自動車)

第2条 条例第3条の規則で定める自動車は、長さが5.0メートルを超えるもの又は幅が2.3メートルを超えるものとする。

(納付の方法)

第3条 条例第4条第2項ただし書の市長が別に定める方法は、電子情報処理組織を使用して駐車料金（以下「料金」という。）の納付に関する事務を行う者に通知することにより納付を委託する方法とする。

(料金の減免)

第4条 条例第5条の規定による料金の減免については、次の各号に掲げる自動車を駐車させる場合とする。

- (1) 公共工事の用に供する自動車
- (2) 公用又は公共の用に供する自動車
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める自動車

2 前項の料金の減免の割合は、全額とする。

(指定の申請)

第5条 条例第6条の規定により指定管理者の指定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、糸島市二見ヶ浦駐車場指定管理者指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為の写し（非法人にあつては、当該団体の規約又はこれらに相当する書類）
- (2) 登記事項証明書（非法人にあつては、当該団体の代表者の身分証明書）
- (3) 条例第7条第1項に規定する業務に関する事業計画書及び収支予算書
- (4) 当該指定管理者の指定の申請を行う日の属する事業年度（以下「現事業年度」という。）の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (5) 現事業年度の前の事業年度（以下「前事業年度」という。）の事業報告書及び収支計算書又はこれらに相当する書類（現事業年度に設立された団体を除く。）
- (6) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（現事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録）
- (7) 役員名簿（氏名、氏名のふりがな、生年月日及び性別が記載されたもの）及び組

織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

- (8) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (9) 前事業年度の国税及び地方税の納税証明書（非法人にあつては、当該団体の代表者の納税証明書）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（選定結果の通知）

第6条 市長は、条例第9条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定したときは、糸島市二見ヶ浦駐車場指定管理者候補団体選定結果通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（指定の通知）

第7条 市長は、条例第10条の規定により指定管理者の指定の告示をしたときは、糸島市二見ヶ浦駐車場指定管理者指定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（協定の締結）

第8条 指定管理者の指定を受けたものは、市長と糸島市二見ヶ浦駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) 駐車場の駐車料金の徴収に関する事項
- (3) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する事項
- (4) 駐車場の管理に係る経費に関する事項
- (5) 事業報告書及び受託徴収金計算書並びに業務報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- (7) 駐車場の管理の業務に関して知り得た個人情報の保護に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（事業報告書の提出）

第9条 条例第11条第1項の規定による事業報告書は、糸島市二見ヶ浦駐車場指定管理者事業報告書（様式第4号）によらなければならない。

（納税証明書の提出）

第10条 指定管理者は、毎事業年度終了後2月以内に、第5条第9号に規定する納税証明書を市長に提出しなければならない。

（指定の取消し等の通知）

第11条 条例第13条第1項の規定による指定の取消し又は管理の業務の全部若しくは一部の停止は、糸島市二見ヶ浦駐車場指定管理者指定取消し（停止）通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（変更の届出）

第12条 指定管理者は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、糸島市

二見ヶ浦駐車場指定管理者申請事項変更届（様式第6号）に、変更の事実を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該指定管理者による管理を継続することの適否について審査しなければならない。

（原状回復）

第13条 指定管理者は、条例第14条の規定により原状に復したときは、速やかに市長に届出て点検を受けなければならない。

（損傷の届出等）

第14条 指定管理者又は利用者が駐車場の施設又は設備を破損し、又は滅失したときは、その旨を市長（利用者にあつては、指定管理者）に届け出なければならない。

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 駐車場の指定管理者の指定及び駐車場の管理を指定管理者に行わせるために必要な行為は、この規則の施行の前においても行うことができる。

様式第1号（第5条関係）

糸島市二見ヶ浦駐車場指定管理者指定申請書

年 月 日

糸島市長 様

(申請者)

所在地

団体名

ふりがな

代表者氏名

印

生年月日

性別

男・女

電話

糸島市二見ヶ浦駐車場の指定管理者の指定を受けたいので、糸島市二見ヶ浦駐車場条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、暴力団を利することとならないことの確認のため、申請内容について、警察署に照会されることに同意します。

記

1 公の施設の名称

2 添付書類

- (1) 定款又は寄附行為の写し（非法人にあっては、当該団体の規約又はこれらに相当する書類）
- (2) 登記事項証明書（非法人にあっては、当該団体の代表者の身分証明書）
- (3) 条例第7条第1項に規定する業務に関する事業計画書及び収支予算書
- (4) 当該指定管理者の指定の申請を行う日の属する事業年度（以下「現事業年度」という。）の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (5) 現事業年度の前の事業年度（以下「前事業年度」という。）の事業報告書及び収支計算書又はこれらに相当する書類（現事業年度に設立された団体を除く。）
- (6) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（現事業年度に設立された団体にあっては、その設立時における財産目録）
- (7) 役員名簿（氏名、氏名のふりがな、生年月日及び性別が記載されたもの）及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- (8) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (9) 前事業年度の国税及び地方税の納税証明書（非法人にあっては、当該団体の代表者の納税証明書）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

糸島市二見ヶ浦駐車場指定管理者候補団体選定結果通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

年 月 日付けの糸島市二見ヶ浦駐車場に係る指定管理者の指定の申請について、糸島市二見ヶ浦駐車場条例施行規則第6条の規定により選定した結果、下記のとおりとなりましたので通知します。

記

- 1 選定の結果 選定 ・ 非選定
- 2 非選定の理由
- 3 選定された団体への注意

この通知は、糸島市二見ヶ浦駐車場の指定管理者の候補団体として選定したことを通知するものです。指定管理者の指定は、議会の議決を経た後となります。従って、この通知は、指定管理者の指定について、何ら約束するものではありません。

様式第3号（第7条関係）

糸島市二見ヶ浦駐車場指定管理者指定通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

年 月 日付けの糸島市二見ヶ浦駐車場に係る指定管理者の指定の申請について、貴団体を指定管理者として指定しますので、糸島市二見ヶ浦駐車場条例施行規則第7条の規定により、通知します。

記

1 公の施設の名称

2 公の施設の所在地

3 指定の期間 年 月 日から 年 月 日まで

上記の施設の管理については、本市の条例、規則等に定めるもののほか、詳細については、協議のうえ、協定により定めるものとします。

様式第4号（第9条関係）

糸島市二見ヶ浦駐車場指定管理者事業報告書

年 月 日

糸島市長 様

所在地

団体名

代表者氏名

印

電話

糸島市二見ヶ浦駐車場の管理の業務について、糸島市二見ヶ浦駐車場条例施行規則第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 糸島市二見ヶ浦駐車場の利用及び維持管理の状況に関する事項
- 2 糸島市二見ヶ浦駐車場の管理に係る経費の状況に関する事項
- 3 その他市長が必要と認める事項

様式第5号（第11条関係）

糸島市二見ヶ浦駐車場指定管理者指定取消し（停止）通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

年 月 日 第 号による糸島市二見ヶ浦駐車場の指定管理者の指定について、糸島市二見ヶ浦駐車場条例施行規則第11条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 決定の区分 指定の取消し ・ 業務の停止
- 2 指定の取消し年月日 年 月 日
- 3 業務の停止期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 停止対象業務
- 5 指定の取消し又は業務の停止の理由

<審査請求等>

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第6号（第12条関係）

糸島市二見ヶ浦駐車場指定管理者申請事項変更届

年 月 日

糸島市長 様

所在地

団体名

代表者氏名

印

電話

年 月 日 第 号により指定を受けた糸島市二見ヶ浦駐車場に係る指定管理者の指定に関し、申請時の届出事項に変更が生じたので、糸島市二見ヶ浦駐車場条例施行規則第12条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更事項

変 更 後	変 更 前

2 添付書類（変更の事実を証する書類）